

工事書類の簡素化(試行)

令和2年9月 18 日

森林政策課

1 経過

- ・林務部発注工事における工事書類の作成は、「森林整備保全事業におけるしゅん工書類作成等に係る運用について」により、平成28年4月1日適用版「森林整備保全事業工事関係書類一覧表」によることとしている。(令和3年4月の本施行に合わせ改正します。)
- ・上記運用の評価のため、平成28年12月に長野県建設業協会及び会計局契約・検査課にアンケート調査を行い、その結果を基に「地域を支える建設業検討会議 施工・品質確保分科会」において、更なる簡素化について議論を行ってきた。
- ・県では、例年2月に開催される、長野県土木工事施工管理技士会との意見交換において、簡素化に関する具体的なお意見をお聞きし、簡素化の具体案を検討してきた。
- ・一方国(国土交通省)では、工事書類の国様式と県様式との標準化の取組を進めており、建設部においては、受注者の書類作成の省力化・効率化につながる部分だけ取り入れる方針としている。「工事打合せ簿」「段階確認書」を標準。
- ・林務部においても、建設部と同様に取扱う方針。

2 簡素化(試行)について

別紙「工事書類の簡素化(試行)ガイドライン」による

3 試行内容

(1) 施工計画書

- ・長野県林業土木工事共通仕様書の改定に伴う取扱いの明記
- ・当初提出の施工計画書の内容について、施工方法(準備工)のみで可とすることを明記
- ・工事概要の「主たる工事の内容」の記載は不要とした。
- ・現場組織表への作業主任者の資格者証(写し)の添付は不要とした。
- ・主要資材の「県内産資材欄及び「県外産資材使用報告書」欄の記載を不要とした。

(2) 工事記録

- ・原則として作成不要とし、実施工程表又は週間工程表を提出することとした。

(3) 工事打合せ簿

- ・国土交通省様式と統一した。

(4) レディミクストコンクリート納入書

- ・「提出」から「提示」とした。

(5) 段階確認関係資料

- ・段階確認には検査記録表に替えて段階確認書(国様式)を使用。
- ・監督員が臨場した場合、監督員が検測等している写真の撮影・提出は不要。

(6) 県外産資材使用報告書

- ・報告が必要な資材を「生コン」「砕石」「加熱アスファルト合材」「コンクリート二次製品」に限定。

(7) 下請契約における県外企業採用報告書

- ・作成を不要とした。

4 適用年月日

令和2年10月1日以降契約する工事から適用。

5 今後の予定

- ・会計局、現地機関及び施工者の意見を随時伺った上で、必要な修正を行い、令和3年4月から本施行する予定。